

令和2年9月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年9月8日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ブルースカイ (法人番号：7040001087803) 代表者 熊谷正一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都板橋区三園1-49-17 306号室 (本社営業所) 東京都板橋区三園1-49-17 306号室
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 385日車 輸送の安全確保命令
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	令和元年7月4日、令和元年7月30日及び令和元年8月2日、定期的な監査を実施。10件の違反が認められた。(1) 営業区域外旅客運送(道路運送法(以下「運送法」)第20条)、(2) 疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3) 点呼の実施義務違反(運輸規則第24条)、(4) 点呼記録の不実記載(運輸規則第24条第5項)、(5) 乗務等の記録保存義務違反(運輸規則第25条第2項)、(6) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(7) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8) 初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9) 初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10) 定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 39点 当該事業者の累積点数 39点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年9月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年9月8日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社日本観光社（法人番号：7030001073192） 代表者 越後谷 進
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 埼玉県川口市坂下町4-19-2 （本社営業所） 埼玉県川口市坂下町4-19-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 80日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年11月13日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2) 乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3) 健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(4) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年9月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年9月8日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社関口商店（法人番号：7030002121966） 代表者 関口正明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野1806-2 (本社営業所) 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野1806-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和元年12月2日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 14点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年9月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年9月8日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社魚沼中央トランスポート (法人番号: 2110001027203) 代表者 佐藤正一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 新潟県南魚沼市君沢42-15 (群馬営業所) 群馬県北群馬郡吉岡町漆原167
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 100日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	令和元年11月14日及び令和2年1月9日、区域拡大を行ったことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。 (1) 営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2) 点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(3) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 10点 当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年9月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年9月8日
(2) 事業者の氏名又は名称	秀友交通株式会社（法人番号：4050001015708） 代表者 塙亨
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 茨城県つくば市栗原873 （本社営業所） 茨城県つくば市栗原4969-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 160日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年11月8日及び令和元年12月25日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 16点 当該事業者の累積点数 16点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年9月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年9月8日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社秀和観光（法人番号：2060001002277） 代表者 鈴木勝利
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 栃木県宇都宮市下砥上町670-2 （本社営業所） 栃木県宇都宮市下砥上町670-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 290日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年11月12日及び令和元年11月25日、定期的な監査を実施。13件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4)運送引受書の記載事項の不備(運輸規則第7条の2第1項)、(5)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(6)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(7)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(8)乗務等の記録の記録事項不備(運輸規則第25条第2項)、(9)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(10)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(11)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(12)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(13)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 29点 当該事業者の累積点数 29点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)